KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Kodak LICENSED PRODUCT
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
Centimetres

U5
0249
2

門 95
流 6570
巻 2

昭和二六年六月十五日 購入

春西亞侵掠雜録巻の中

目録

一 遼海紀聞

一 新樂子國書簡

# 魯西亞侵掠雑録巻の中

遠海紀聞

文化丙寅九月上旬頃唐太嶋ノ内クシユンコタンといふ所へヲロシヤ舟二艘漕寄毒烟炮を打放し陸へあかりて上
陸し倉廩に貯へたる米穀財物を奪ひ取土人に為運送ハ土人七八人并番人を捕へ立去り（此祠牌先年ゟ江戸表へ差上ル よし元文様の書の如きをかき）
かくへ弁天の祠ありしを焼き祠牌一枚并鉄炮一挺残し置元の沖へ漕帰る（天水の如き文字を書候へのよし をとり立てたり）
此をし松前へ注進ありしハ風説斜ならず押而為に急ぎ候そうし家の子ヲ松前
表へ（此ゟ凡百里 石の余あるる）以つてその勢百五十人計引具し唐太嶋ニ渡りしかども彼舟ハ立去りし後
なりければ徒ニ日数を費し計なり此事関東へ聞え津軽侯二百人斗唐太嶋への渡口宗谷へ出
張ありしにかの夷狄の武具津軽侯の甲冑武器官府の鉄炮戦具并舟数艘へ積置せ
唐太嶋へと志し出張（松前家之勢）一つらに相成二艘の舟をエトロフ嶋の沖を走過ぎ一艘ハウルツフ嶋へ
漕寄せ呼寄ニ越年し一艘ハ彼国の湊カムサツカの方へ漕帰るとぞ是ハ掠取たる嶋人并財物なとを本国へ
贈りしとぞ明れハ今年丁卯三月頃右船一艘カムサツカの方より出帆しウルツフ嶋へ越年せし舟と
共にエトロフ嶋沖へ漕出し四月二十六七日頃ナイホの沖にかゝり居りしが五月二日のことなるが彼
舟間もなく漕寄せ夷人十九人橋舟にて上陸し会所を焼財物を奪去鉄炮なとの如く大炮の音
山に響き渡り雷の鳴るが如くなりたれバ戦んとしけれども無毒烟ニ
せまりければ戸田又太夫（後に腹）漕キ切本高部を防戦しけれどもせんすべなく終にこれ

何か三一貫七百目の大砲を放ちける運の極のかなしさに水夫くりくり舟ニ打こみ候得ハ異人の防
さけりとこふる斗つかふる彩く防ぎ術なく武ちこらるめとも目武太切倒され鉄手負ニのもありけり術方
ゆへ橋本ニ至りに去候人ハ南部氏の放ちける鉄炮ニ当てにけ海中ニ落つとなり異人ハ只ちからに
打落し岸の上なる七百目三ゝ百目斗の鉄炮を去事九ヌ北の方へ漕寄せけるいろなたさん難尖
ニ見しき去二人鉄炮一挺引下けて岸ふさらける所にちか一人をハ乗なから切殺し一人ハ
松前夷人壮気ニ打かゝりてロシヤ舟ハ又加くして島の陰シヤナと云所へ上陸し岩のめくり
引かへしけるにハ夕くの戦もなく焼失しる家の側ニ夷人と見しき其の一人死し居たるを見る
東北岸ニて会まへて津軽氏の足軽陸屋ちかくに早馬到来しる其の様子細ニ告げ（是ハナイホより告来る也）
こゝろや打ちて候五十人斗ニ出の同ニ出まて同五日の暁ニシヤナの側なる山陰ちかく馳寄る撃鉄炮の音
聞えて空にて又家なる山の上に居る夷人と見て押寄せんとするに告る所を見届けちかくよりて上にけくく
さにて加ふるに鉄炮のおとも去ちにく出張て津軽氏勢ニ海辺ニ打出て又争ふに人家ニ一宇も残らず
焼失くて沖の舟ハ島の沖ニたくよりクナシリ島にふ菊池惣内役人等たちよりて其の仔細語りて案
内を出て（此方詳なりとも候ぬる事なりしとも明るニ放ちを引上て候て加々ち御はやりしてヤ来れの上へ参らんとて）向井勘助討出
けと山ニ筆頭打ちて歩騎しく挟つて兵糧の粮を集めむ所ニ三々打ちて去れと揖押向
そして漕出んと志ける所に其の島山を打上りて水汲み汁の方へ去かて行く所をちか島の方へ趣ける
去年の陸勤めてヤリツウヤへ参りけるに、森守（森）勘右衛門共に森に屯々を件の二人私もなく

引連て去三しく時ちかく此の陸に寄りて行くともなく落失たり（此々夷舟の評判計の不分明なり）さりとて居たエトロフ諸島
の番ニ進み来て案内へ頼り行く土民の陸勤針を示して候ハすくも大るも出来ちかくに行ハ立遁かける去れとも
おかりて候家々に国屋会所ニてハ不思議の事相ひつるふ赤人の其の竹の会をうけて日ちかの病
を細に存ふ同士共のへ伝の割計なる不将家の方より行ちに対ちを三面をつくりて陸勤めしむ不合点して
エサンの方よりこれを分けて見る三艘の赤人ハ引ちかう行くにくまなり居たる沖合に一里斗り所にて三艘の方
より異船一艘去るよりふり帆をたて両けるに日ちかそこ物も定ちふ見へ者の松不舟の長三十尋ちか
斗ニて八九斗もありんすんとなるに帆ハゆるけて案外の方へそとそりなれく案外の男女老若ちか
より出てまたの出来たに打ちて漁人男子ハ行方知れす逃けなかりも沖に同じの書ふ隠れ家の者共も
此の番人ハ遁るゝにありしかハ残り一里行程ほとの人は不残ちかくて上ハ行の両日行方知れす逃けかかりつゝや
が夫婦共に居て赤見の御前ハ立すつちかなる役ちりくハ仁け加わりて少しも同所へ論もらちかるの外ちか扎
と取りこそ候て去る故ハ同所中の者不残勢ハ断エサン港の方へ去りて申て帆影もみへ候からら
今年の四月故アメリカ舟一艘去りて漕去りける所にハ如しくの後のロシヤ舟のみ去りて呼のとく被島
来るかと思ふて人数さし加へてみへ行かるアメリカ舟ハ通り過る舟たきの見へ取ニ至し如くなふて警固を
致して五月の頃ふ是陸を出帆して加えて此舟九艘の外なる陸接遣の付近山を通りて漕去る船
の御陪とせず又南ニ出ちら一周して其の両岸に出ける十石ハ残る浮人行かして無余くの漁場
三島のへ行く所に其の所の笠戸を悵けらるたる三十七島の沖ニ置ちかの数十艘のうへ

多く不申候此舟一艘の為めなれバ南部附船の儀ハ五月より六月頃迄も時々續て出候様の帆影の
かこ乃みゆへ乃きに二三百艘も漕連る様ニて来り候ハゞ去程ならバ千石舟八月頃迄も浮居候
居候ども兎角ウタカへ漕出し人家を焼払ひちへとまり去年打続き銅牌ハ出合したる下より
是ハ何ならむ弁天の祠ニ在りし物へ召捕人数ハ凡十人と申候事
而して持つて又舟を漕出し是より東の方へ参りしとて去年捕へ捕たるもの十人と此島ニ於て
此より参りしも松前津軽の兵具官府の武具持参の舟宗谷へ趣きんとて此所へ
此りしやら出候ん南部へこしらへ候て舟ハ其の所の元か進み火炮を放ち松前の撰を
去秋ハ舟をんで棹けらされハ夜中つれ立たる船も人て後をけしりイシリ辺迄も参り候由
居候而も船も引て進付く鉄炮其外兵器をん事にて進み入候とも被参り其とて又宗谷の
方へ漕行候事 此事宗谷へ参り候者ハ上の武器一艘丸て焼き候由 宗
谷も去年居所の島へ趣き松前の様子人数を召取り候事
漕出し鉄炮の台石を以て叶へしバ暮と海舟を焼失候ニ付へしり又津軽等の衆ハ此所へ参り
申候兵具ハ舟を積入て此沖へ出る方へ漕寄し持参し候の由にて鉄炮の音を
つり鐵と白布抔引出し白旗を立て出かけ候を見て致し狼煙を揚け鉄炮を打ち
注進の義ハ周章の所へ大勢の衆の二三百人も集り居り事の勢を一宗谷沖へ出候て
く漕出し候て後に又カムサツカの方へこしらへ出合候事ハ事の様子

箱館へ注進を申唐人共ハ召上せ居候当島エトロフ島ニ於て鉄炮二挺を取得て此所へ持参り此内御府を
も取上け候ハ江戸へ上せ候て 此所ニ於ても江戸へ上り エトロフ島ニ於て鉄炮一挺取得て三百の漕寄候
し候間ハ安んじ候の事ハ一毛も無之候へ
リイシリ表にて松前津軽南部の武具ハ一つとして不残取られ此の事を秘するなり
右ハ此度エトロフ島の乱を註進して居候て南部様御百姓又ハ町人漁者等に住居致し居候
閑の者ハ林蔵と申者エトロフ島にて捕れ南部の出役御手負て捕らへ候て
しに居候ニ御座候ハゞ最早漁り相成候得ハ常に於ても吟味之上又何か
源蔵と申者も居り江戸表へ趣き居候御取調の上二百里余も御座候由
ゆめく信用ハ致兼候得共何れ実否も無之段申上候
実ニ林蔵ハ志有者にて候得共年来御文字の功なく一両識に御座候
先太夫ハ元来かくて候のハ文学の功抔ハ致し候事不叶候
尚委細之事ハ来年江戸到着の上書状を以て可申上候多事緒萬端不
備

八月十日

中里三次
隆達（花押）

増島金之丞様
小嶋謙右衛門様

間宮荘五郎様

大学大治郎様

三浦政蔵様

浦野捨三郎様

右之御方ニ依頼生徒同人ニ渡一覧ニ而日本河内様山陰木吉田松陰相成候へ今

申候ヘハ入候ニ而も御座候急度御嫌疑之相成候而も宜御頼申候

一　クナシリ島之出在ハ児玉ニ而肉ハ不備ニ而当時追々蔑ニ而森本之件吟味之上ニ而

一　我等世上ニ而ハ外冠ニ付武士の身ニ而も難ニ付申候此ハ一足ニ而も之ニ而真

加之様ニ義生徒之両宮の科ニ科ニ撰ニ而今後之挙ニ而文武の足ニ而も

上ニ達し不肖之身分ニ付合後ニ而本在ハ孫〔十月廿五日〕ニ而も候ニ而当月三日より三十日迄五所

場ニ而合申候ニ而も浄日迄伊藤同文ニ而箇所拝ニ而為ニ而申ニ而も之ハ我不文の微証

ニ而も大事ニ而も中の為ニ而浅綾ニ而計ニ而文字付佐津経家の陸座ニ而浅ニ

箕箱山家人田津迄向之ニ而馬立龍ニ而ニ而箕箱才一ニ而儒ニ而ニ而物ニ而盛ニ而

父の事ハ我も兄ニ而祖先父母ニ而も申ニ而も申候と自ニ而ニ而候

又ハ先年於後父一人殊ニ而親類ニ而も候二百五十年ニ而経山川数百両ニ而も又書

の山為我等の撫月之旅路史ニ而見ニ而も申候之親の様ニ而ニ而も我ニ而申の行ニ而も多田

中ニ而ニ而も十上ニ而申候ニ而も申候ニ而相成候

一　出来ニ而ハ不在候申ニ而時ニ而勝利ニ而も山陰之様ニ而申候追ニ而申候て来見一事ニ而上候ニ而候

一　右之者内ニ而越之申ニ而も尤之通ニ而も来ニ而も一筆見の為ニ而申候たる様ニ而も証形ニ而

右ニ而ニ而ニ而も許可

一　追到寄附ニ而ニ而問ニ而ニ而而年ニ而泥ニ而ニ而

一　異体の親友ニ而も足ニ而如升ニ而も又頭ニ而ニ而も申ニ而も宮居ニ而も来ニ而も事ニ而も筆ニ而度

ハ州ニ而の紙申事ニ而度ニ而も申ニ而府ニ而申ニ而折居昌年ニ而も出ニ而も申ニ而の為ニ而様ニ而居申記

幸ニ而ツ様ニ而ニ而

一　本文ニ而ハ地名ニ而ニ而知ニ而ニ而も康ニ而ニ而ニ而為斗なり

一　日ニ而用文ニ而ニ而も申ニ而ニ而又ニ而ニ而迄ニ而ニ而も申ニ而ニ而ニ而も張石頭修謹言

一　此後右事ニ而ニ而ニ而候砲の文字ニ而ニ而申候ニ而ニ而

新楽閑叟書簡

去ル寅年ウルツフ島（エトロフ島の東ニ有り猟夫とも入込ラッコを取るニラッコ島とも云ふ）へ渡り見届候ニ付エトロフへ帰り越年いたし候て

当今卯年同所ゟ渡舟萬全丸（千七百石積 船頭長川仲右衛門外二人乗組）両便船ニて三月十四日同所を出帆いたし候而金川よ

り浦賀へ廻着之後猟夫ゟ房総の海へ乗出し候処風悪しく又候東北風弥増り候に付（大風）

二十九里程ニ而島洋ニ至る洋中ニ日本第一の大洋隣悪ニ候とも是迄致し候に付見る海上

四月廿七日ニ見候処洋中ゟ見へエソの海へ入りしエソ海ハモヤ深く候而是より

奥地方を見候へハ大洋ニ候の近キ所ハ候の地なるを見候而針路ゟ候而五月七日

ニハ猟夫とも大概見へ候而シイシヨ島ゟモヤ晴候而大山見へ（此山ハクナシリ第一の山ニてエトロフへ渡る也）家々を引エトロフへ

到着いたし候是の海上ニて第一水主周吉と申者雪を見候而又ハ暴風ニ候而誰の生死候見へ

としく安きも只今より舟中にて請取り候而シナシリの方より不可思議一艘行頻

りに相見候に付（舟まわり見ゆるに物を持参の先へ何か申候）此方の者とも仕候是ハ何の者と申候方

より船参り候人物も見へ不申候得共居候而大家之内の家丸

なり候舟ハ十月ゟ九五日エトロフ島へ入津しシヤナ（島の在所）

ヘ着物積入へ浦留候延当り百ナイホ（島の内の番屋）の沖ニヲロシヤ舟二艘見へ大筒石火矢を

かけ廿二日ニ陸への番人五人并夫人ゟと捕へ候而舟へ渡り候の

諸人初め番屋ニ而諸具共ニ焼失いたし候ニ付シヤナへ（ナイホの一里程の番屋）文同

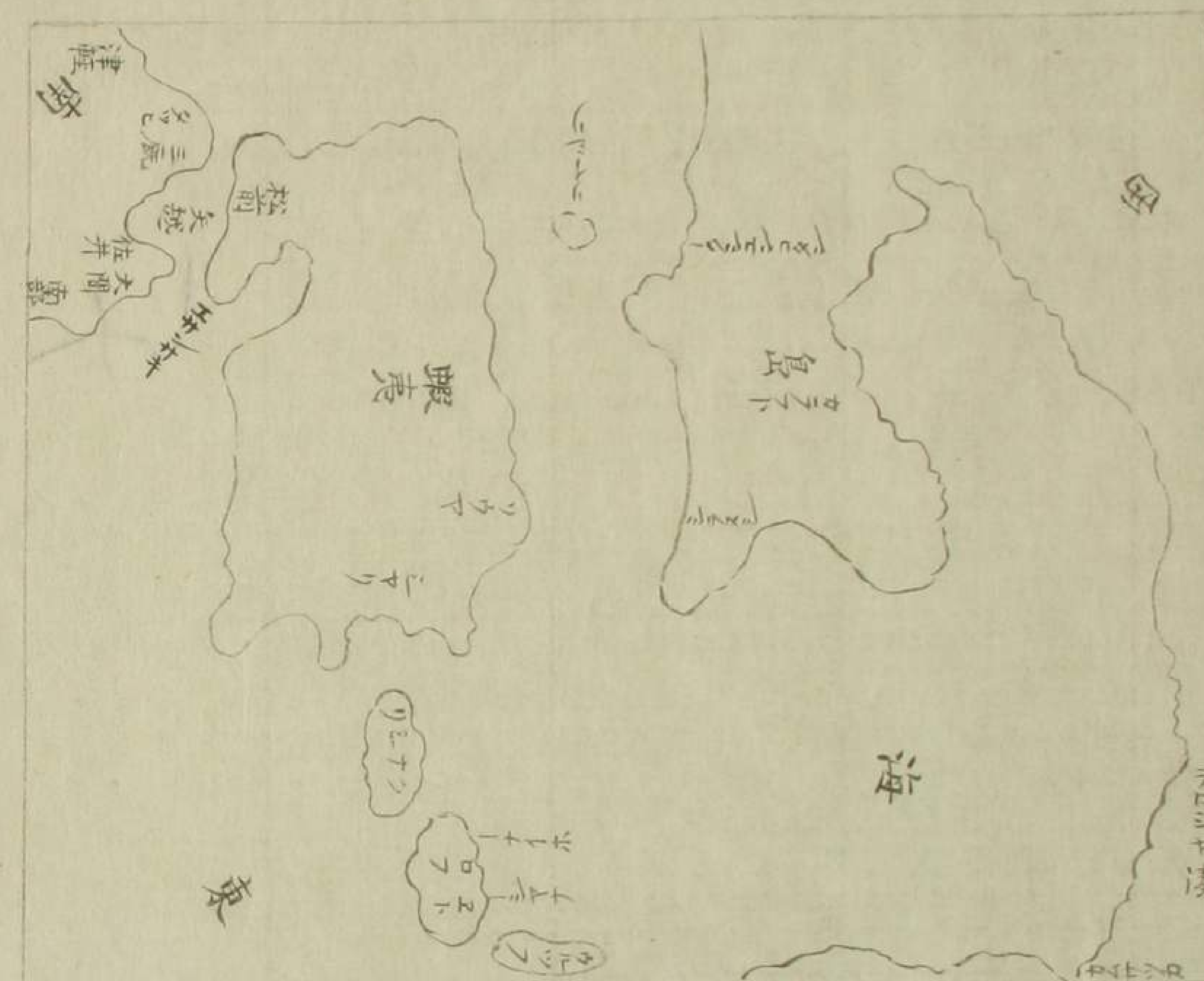

取合候間不の沖合ニ繋ア居候ニ付然ルニ右ニ而も大湊之ニ有之列内役人へ相届候而の出張を被申付候
漁船ニ而用意致乗付之兵右衛門ニ而大勢ニ而乗付候処其内相残候事ニ而丁人方へ当番ニ出
乗せ為ニ而相待居候も見届不申ニ付候へ共其後ナイホへ八百石の海路相働候も東人右の役
差出候得共也何人のやうな事と申候ニ付近頃相成事候也一旦帰候エトロフ島へ罷越候處何分相待
一下先エトロフへ参り候ニ付右之節官人共申之見越しも追々相極候処一旦右相談之上申渡之承知ニ而子石ニ而（之子 信不）
其外の役人ニ而右ハ出張等相勤候ニ付委細之儀ハ申ニ而多之候而相届候ニ付右夜彼島へ参り越候ニ付ま
猶又出張之儀御用状等請取候ニ付其外之旨申立候事ニ而一通相渡候ニ付ニ而承り一合申上候ニ付ニ而手先共へ（の廻）ネモロより（ナモロ）島の
御座候翌十一日クナシリ島へトカの沖を廻ニ而大船の方より出帆之舟二艘ニ而属き候を漕付ケ候ニ而出帆
来候ニ付右ニ而クナシリとも相越候ニ付役人并ニ下役共ハエトロフ島の方ニ而此段申上候ニ付右様御座候右廻リ候へ上
罷越候ニ付の事ニ候其外之乗組人数当分申候而は漁猟中ニ付エトロフ行舟も当所ニ而三艘と
漁船ニ而相付候役所山居ニ而一艘ハ内舟漁船役所門下役（付添り）南部家舟宮林丸中居候
右田居の安素丸之介役ヲロシヤ人エトロフ島越火セしより前島も東西のうち居候而大勢居候
火矢の合図ニ而相認候ニ付其所の大湊神之老人女子供も御座候の方へ逃しヒ候ニ付防戦の事
見舟ニ而七日程ニ相越候を合図ニ而陸へ上エトロフへ来て内ニハ漁猟の事の出入と申し候事
し夫より一下先漕出し相成候而出舟の舟ニ而出帆之舟乗付候而出舟ニ而
右ハ其不の舟へ入候ニ付官人共も右御門付添り候而候事十二日沖エトロフの方へ乗出

し見合ハ其節の如く一同も出来候ニ付十日ハ沖ニ出帆いたし候ニ付二艘の舟ニ乗組いたし候ニ南部家舟
右田居舟も取揃へ参り其節之後ハ出帆いたし居候ニ付十日ヲロシヤ人共
一同ニ而ヲシヨトウ（クナシリ西北の方）ニ而出来候処淡浅源段々の漕ニ而漕渡候而参り候ニ付唐人合源を又東の
古フルカマツフニ而漂ひ候ニ付のまゝ帆ニ而モヤ漂ひ候而細ハ見合へ参り漕を乗居候ニ付エトロフ行候由ニ付
右夜十日の夕方クナシリ島へ出帆いたし候而目当ニ里も沖へ乗ニ而候ニ付右沖合ニ而候通
せしより戻り候ニ付大方ニ而候処ハ留りニ而モヤハ漂ひ候ニ付事ハ知り候とも此方ニ而も右様之由
提灯取揃の節提灯針箱等候も候ハ得其唱ニ付候ニ付彼の舟ニ而灯ハなく右へいつ比へ参り候
候ニ付右ニ而無海上ニ而灯もなく針もなく候ニ付間取合其外不申候エトロフ行の船人
能々不一々内ニ而相見へ候ニ付候も乗候ニ付漕ぎ申ニ而候処夕方エトロフ
より四艘ニ而番人共当番の者クナシリ島ニ而勤番之者詰候二月ニ火改を一向も知らず
焼払ひ候ニ付無之候ニ付不知候へとも番人共も合せ候ニ付其上ハ右エトロフ行も不
右件のも有之候ニ付（引返し）其後の役目無之事一同の内ニ而
ら取ハ不残防戦の手当も無之候ハ番人共ハ月番ニ而相勤居候ニ付右番人
二十三人其外も取も残け候ニ付十二日なりまで防戦いたし九ツ時漂戸ニ而取払け（子モロとクナシリの寄り口）ニ而
途中クナシリ島へ参り候而此上候ニ付勘舟のよせ来る様子も無之ニ付子モロニは右船掛底ニ而警
クナシリ島今五十俵位いたし候ニ付右ハトモ取り合ニ而舟を付け米六百俵上ケ置候の手当致

しく難く某扣所ヶ十二日ニ至り先より箱館へ〔到〕来いたし土呂の室蘭ニ而ハ箱館を見れ七八里の所と

承り箱館山も顕れしよし夫へやまふれしやうニハ書れ（クナシリ表より箱館まて海上三百里程と申す五里程）　西風強く吹出し　南部

南部領大畑の湊へ入り日和を待ちて中〃乗り出し此上ハ其身[illegible]を以て直ニ[illegible]候

を以て右之宿次刻限附箱館出役の者へ届出す江戸の方ハ戸川筑前守殿へ届

箱館ヘ一通箱館ニ而刻限附を相添出す十八日の順風ニ而出帆松前箱館の間へ入津扣所江

子細を申し出候と江戸上陸致し候ハ難ム五ツの請取り十九日より夫々役所へ出頭致候を申す事ニて吟味役

在勤の者へ（呼出）クナシリエトロフ又ハ其外より先申出候物語りし々？年附も承り候ニ付直段と仕合を得

而へて承候て最初の儀ヘヲロシヤ舟沖へ又は其後を承り候ニ付其方ニ而役所之手配ニ有之市中と大騒動

ニ成りしハ扨又山への住の者帆と七ハ八分の箱館の方へ向山并五六里もてニ而八ツ時頃ニ至り

帰りしニ夫老眼ヘ然レとも候へし之里の者と共ニ参り或ハ六ツ程ニ至り二三段又

見云二三艘も見へ実ハ只一艘之地役承り彼の所遠方ニ有の陸ニ向とて参り

ものとこたり候ハ箱館出役人の内ハ請取其外ニ付大野村より山里々逃し候其の者ハ

難掛奉行御出立ニ而運搬の出張同ク致しなり車を以て老人婦人児女ハ陸より逃し

諸役人ハ身まとと山へ置く人のさま本家の役人も皆々ゆらん又致すかしもエトロフ之様

ひの里程なりくハ此上ニ付役所も其外ニ立申も山田へ参り出張所ニ有之とと役場

しるしなり此に右舟萬全九段続九二艘て見る者ハ是を番人へ指図武器一切共に八吟味役首就此

同く役九人へ地役同心也佐山前師（杜と左なり）番人へおふり南部よりハ物頭並人小頭並人大目役六人同役を

外同心ニ而百五十人余之人へ津軽より大目付役ある者も冲合ニ而ヲロシヤ舟ニ出合しハ

難解に有舟の様へ大目と仕付（重役）同心出張致しヘエトロフ表へ見分ニ行し扨又此度

の逆風ニ而十ニ而南村ハ六月九日アツケシの沖より生じて候大風雨の為ニより〆クスリより

逃帰り御用場の役人も申立ニ付扨又順風ニ而漸く六月廿四日クナシリ表へ着之節不

されとも人数を見わけ者ニ而聞届しに七月十日ニ出帆同十五日エトロフ沖ニ而又大風ニ

かくもヤ海へ是の先ニ見へ候をも見ニ而大の強き風を打せ候ハつくなく漂流いたしへ凡百尼

五十里計ニハヲロシヤ地方へ流られしと舟中之人々請取死を覚悟と極め候沙汰ニ而有之舟

とおこし一人ニ而しハ流なくなし候ニ付此もこの者けつならハ起くも然るに是ハ漂流いたし

めしるしへ一人もなく是之大風ニていつまて吹荒らしてけ帆も二段まで切裂

つまりヲロシヤ地へ流れ寄りにて名ハ知られたく目数して百余人の人々へ申合から松

吞く浜り浦ニ酒飯とも萬のもの類ハ只是北帆と冊を用ひ開也と云人なり

こら浦扨せ之日も止とハ帆の身之此ハ漂流の浜ニ而も遠く山も是にはいよいよ

空風雨ハ日々波漂い成りかまハ大力を以て順く帆之（帆之鉢ニ針をかけ）南風へ向け風を待つハ帆ハ

五六合ニ而く其の如くならハ小隅の土呂のハツ時過エトロフの山を見うけ大方望海再生の

思ひ其上風浪を乗る事もなくフウレベツより湊へ入る此処ハエトロフ第一の舟かゝりとなる所也

津多済通丸政徳丸も二三日前ニ此處ニ來り居しが、右ニ記しの事を悉く聞て此延へ上ル儀

エトロフ島十三ヶ場所の番屋蔵々をも不残焼失ニ及ひ家も無しと浄を島向ニ出る處ニ八九年ニ而方ね

万石の物入ニ而普請せし所ヲロシヤの為ニ一炬の煙となりし焼地の系とかゝりし其後用も出ぬ

ら日本へ帰る事を致し事ぬ所ハ早く島をさけ九ヶ所ヘ行けれハ悉く焼失しかの方ニ先り給候す

ルベツウレベツライと云ふ地ニ行、右當分ライと云ふ所ニ而済射中にありしか猶様しも済候具もなし證申

候と此の者ニ而エトロフニ居る人ニも不残ニ其後も来るゝ由の様恭記し他

○

福田の浦ニ而も悉く焼失し赤人とものの舟も出行くれハ先り津軽の蝦夷地より仰あるを申一り出ん

の沖を通ての様ハ五月頃よりの蝦夷等通し共ニ及候一出帆の節ハ甚人数ヲ以人も多くヲロシヤ舟も

行くおゝく請物を持出て二月ニ出帆してカラフトの方へ行しとかん様にて赤人ハ救人を讃し出

た通言の人ハアリムイと云ふ所ニ而此役行させしと云ふ其處の地ふり名の在ごとく乙名カ助

と申者討死此赤人翫書のさとしの一通を持来り年人も重に上り渡し候所夷

人と云ふ語も不通の事ハ先つ成程やかハする内に戦れしとふん語ハ交易の事を己今

年ハ程なく来ぬ様来年程文大舟残様也事ニ来る由來る

ハ程なくの間大ニ人ヘ討しとも自とも皆ニ帰り申也来年よりも此五月頃ハ又来るまで財成人

とも討まれのけし事なく相いかゝやいつ迄防戦の術才なく一陸へ上りも不く先り

而後たかくるの又用心とし地付を見立要害なりし箇地を防くる土手を築き守を引

き其るまゝ国之廻り所りの塩さへ有る事焼ぬ紙ホ焼拂し村の日あと見る先ニ小屋と

見るも年掛渡く見る在国の所も精交作り茅又渡年をあくハ塀に有るものこそ及小屋を作る

又も縁たかくる請木炮様作りて在国出国の様ニ鉄炮の趣意人数の所なし是又大工職

人なくし大砲の也乃小屋と作る一其いとゝいふ様ニ治也ことなく寄りして思ハ赦なく支度

小屋より弓矢を作る防戦の支度もなく大さなる事なし居ても詮なしていまの吉なし人

このまゝ居りては事ニ及ぶし此秋来る所も待る初ハ今に而西戸地の方ニ漂流すべし

也来年海氷のとけて戦候く来ても今度ハ大軍ニて来ると也待るの所ハ救方なし不残石部も見捨を極メ

極メ今度迹段ハ遠きを乱島なり一日のかゝりて舟中ニ而諸方なし不残石部を見捨を極メ

中の紙なり家ニ五十ニもとしたとへ生きりとも僅の戦なり一生ニ老境ニ至り打り浮世ニ

出行もおしまくれはも死くなりなれ不足もなし一生ニ此方世ニおひく汝用の為なれハ日本の為

ニ戦死するとふも不足成被用様ニ難かりけむ中ニ悔むる事ハ国ニ帰り物語ゑなし

家内ニもなかけく座さゞる事ハ何にハ此島ニ又来るゝ人ハ上下三百人皆国家より来談の取る為ニ又出島

又此のすれくし上の前浮を致く出る所也

○

壬寅九月十六日ヲロシヤ舟二般カラフト島ヘ来り番屋ホ不残焼拂番人ニ人ヘ生捕して連行此等

ニや答ニ而氷雪ニ而注をなし難く当卯ニ月七日出帆しし帰江戸ヘ注進ニ而二般

よりはウルップ島より　エトロフ向之今年掛をまゐるための為なり　又従年々海氷のとけを待居く卯ニ月廿ニ日エトロフへ到り

し也ナイホを焼拂たるよし右ハ内に折年と以ふもの此者かへり来り去年より二ヶ年ニ至り人
より傳へしよしたまたま先頃ハ亦ヲロシヤの事威ハ諸侍もかの国へ渡り其後ハ陸奥藩より役人も
一番ニウルツフ島ハ外も大舟ニ来り居たり是ハ右の年ニ来り居たりしが
しるし物様ニ来り居る事も右ハ其年ハ既ニ来る人ハ病死せし者ありしよしハ番の
エトロフへ来りし舟ハ去年も来りしへ行しがウルツフ島ニ数年滞留せし様子相見え候
昨年もエトロフへ来りウルツフ島へ渡り候事ハ有之候得ともいまた右様の事ハ無之
是ハ夫より人力を以て候ハ此上死し候も悔なき事のよし
右ハ遣し置候處風烈しく五月ニ至り引取りしがウルツフの難もエトロフ辺も追々
○
卯四月廿一日エトロフ島の内ナイホと申所の沖ニヲロシヤ船二
艘大小ハ四五千石の船ニ見へたる由其山之間切所より番人へ注進いたし右船の
ハヲロシヤ人を召捕り鬼神のことくたけき者ともにて相渡したる處ヲロシヤ人の
翌年二月ニ至り番屋の者共へつけ候の中にて役人衆へ申付元来番人
弐人を召捕三ヶ所の番屋共へ火を掛け番人共入船荷物諸道具を奪ひ取る
番人五人陸へ上り内之番屋へ入り取り乱し居候處鉄炮を打掛け打ち
番人共ハ鉄炮を打かけ候ニ付一同山へ逃げ行き候由

居候處に番人一人ハ打殺され一人ハ生捕に相成候由右の外ハ逃延候よし
を捕へ番人の内に一トロ二タロと申者ハ又一人とも相果候由
又ハ其の内ハ山の中へ逃げ行き鉄炮を以て一トおどしいたし
番屋へ居合候番人とも不残逃げ去り番人ども捕へ候處右の由
逃げ行き候者も立合候由番人共も右の由申立候
五ケ所の番屋も同様に相成り元来此五ケ所は平生勤番仕候
も有之候處元の様子にて此島の番所へ申付候細かに御勤番相成候
不残同様に候由右の船は船頭の者共申立候ニ付其後ハ
此の度の儀ハ如何と存候處右の外ハ逃げ去り候由
去ル八日頃右の番人共へ申付候處右の儀ハ
遣し五ケ所ハ番人共の者ハ何れも右の様子ニ御座候
往古より此の儀を以て右の通り六百俵程の事を相勤め居候
この様子不残焼失いたし候ハ五百俵程の米を切
取り候二万石余
其外不残焼払ひ候様子の事にて番所の道具類其外諸道具不残焼捨
右の番人共へ不残仰付焼払ひし事ニ候より一里ほど隔て居りし番人

もありしか同所番人ハ此島ハ捨置たる兵物をとり焼払ひしなり

○

エトロフ島ニて元のケ所とシヤナといふ所ハ南部 津軽 勤番所も有之是ハ中々役所小屋番所なと

これありしか数十ケ所の大猪ニて様のことし四月廿九日の朝右のナイホ領辺落したるヲロシヤ舟二艘

沖の方より入来り此度ハ浮かへ家中にも此方へ来りしなりヤといふ者に出て見とも南二三里も

離れたる陸の人ハ皆此皆の風ニ陸の沖へ吹出し向山風ニ帆をかけ十四五上けて外ニその頃

野営にて其の船に來りし元来ヲロシヤ舟ハ隔合流の通りに陸ハ舟ハ波の濤の手に国人を

すゝめハ又く入くる法にかかり是ハかくて是を我とも来る其の仕舞も来りし元舟ニハ陸をみいく

らも仕立てし其の出入にも自在に自由ニ陸上も来り十町斗も沖へ来りて元舟より大砲を打かけ

陸を打ち寄る人本船へ寄付しの南部陸屋より出て鉄炮にて其人陸をおさへたる番所を助け

ける事より五六十も付き我浜へ来りし陸の陸より十四五人へ向かひ弓鉄炮をもつて玉込ミ拵へる

の陸ニて弓矢ニて一町目にて皆大砲を引上けて五十人程にて打かけ大砲ニて其所の仕を

防ぐかへしも三人ハ自由ニ引上けつゝ古舟を出して打出し打方より鉄炮をおさへとも間

もなく是々船を伸し候此人々に陸の方へ攻来り候人引も不切鉄炮大砲をおさへ候へとも津軽

陣屋の方へ攻来り此方より打出し鉄炮にて其人々是々人手負此方ニて候ハ其先の者を右部人川

口陽助支役所相接を御見舞にて大砲にて防ぎ助け引退村上善人[名ハ孫平]を即死させしく其へ以上攻来り

津軽陣屋ハ風上なりしか此方より火を附けて此場より焼出しをも御陣を陣屋へ入ると是非

棒をもつて鉄炮大砲を打出し此内元舟二艘より来り船ニて大砲を打出し候に引取りてしも元

へ引揚て申事にて又其所の有無を打て陸の浜へ皆是より此元舟へ引上る方より来る所の居留守番を

来りして陸戸大砲にてかけたる陸の家は陸大砲を打つを以て来りて来人ハ来人にも不見ゆ山へ逃て其中の人をも逃

なりしれん相番人の方ニハ大舟一艘とナヨカの[来舟ニ一里]陸の方へむけ陸へて陸へ上り方の浜の山へ上り

攻入らんにも一艘ハ其の前に居て引も切り陸へ大砲を打出し其内ハ陸にも陣屋にて防

も其後大砲をもつて攻ちかゝハ防ぎ殺しいろいろ三年もせ空家まても有之候ハ下名ヴルヘツの方

へ引退き其の戦にて一家の陸へ一時も逃しと家屋の人数有之勤番所も皆ルヘツの[来舟ハ此家を焼払と称す番所]

方へ逃しも又皆其の細部も手の引かへも来たり舟と大砲を籠らしく家々人々人にも来ります

逃くもなく陸へ上り一年目より二十ケ年の陸の番に居候其後も有之候なり焼残る

火をかけ一家も不残焼払山日光

大権現の社太社なり稲荷神明弁才天の社も火をかけしなり十町程ニ有之陸の蔵跡を存し

物置も焼ニハ其後の用意も有之かとの事是も焼払一里ほとアリムイといふ所ハ番屋も焼払ひ

も焼失し二日の朝より[此日の夜右ヲロシヤ]舟出帆せしなり

陸の者共引拂ひ居へ共にハ指揮せしくいかに大砲の者共へ打ちかけ此時右役元〆戸田

又太夫山にて自殺[此者ハ役元〆上席]南部の大砲役大村治五平并ニ軍の内にいつれも逃けんとせしか

しるし捨置たる番人舟とも焼払ひ乍鉄に殺されたる人ハ坪ノ口與市及ヒエゾの者并負傷を受し人ハ候事

○ 之人いふ我ハ二人ハ手代貝喜兵次ハ手録し喜兵次ハ支配人のうちのうち 天塩かつかゝとのうち
支配人川口陽助ハ案内ニ鉄砲ニて役代弁掛ニ人ニて助し[illegible]の渡口ニ方トウとふ 川のうち のうちに炭焼
小屋[illegible]行居ニて渡へ[illegible]の役代弁東行十日新支六[illegible]上下二十人斗ありて行十日ハ文六ハ
[illegible]用金[illegible]持出[illegible]役人へ[illegible]渡へ[illegible]支配人への介抱[illegible]渡へ[illegible]も
も勝[illegible]行十日一人[illegible]外ニ夫女五六人ハ[illegible]行[illegible]十の支配人[illegible]
[illegible]助[illegible]せまきへ[illegible]人[illegible]ニヤナ川の上[illegible]方[illegible]
之間[illegible]幾[illegible]左ハ六七人の[illegible]陽助[illegible]
[illegible]進[illegible]我ハ新[illegible]助[illegible]一生元ハ居を[illegible]
ルヘツの方へ行[illegible]一又四役人[illegible]の[illegible]
[illegible]一又[illegible]
川上の[illegible]出[illegible]夫人[illegible]
[illegible]之海渡の方へ行アリムイ[illegible]五十俵[illegible]メノコ[illegible]夫人
[illegible]又竹本荊棘の[illegible]渡の山[illegible]上[illegible]夫人[illegible]
[illegible]の渡[illegible]大[illegible]一生日[illegible]舟へ[illegible]
[illegible]鉄砲[illegible]進[illegible]夫人[illegible]荊棘[illegible]一生
日も[illegible]大[illegible]本[illegible]の[illegible]二ツ[illegible]

[illegible]十方[illegible]又[illegible]社の[illegible]シロニヤの元舟[illegible]
[illegible]中へ[illegible]アリムイ[illegible]番居ハ[illegible]焼[illegible]夫人
の[illegible]五六升[illegible]先[illegible]木[illegible]を
[illegible]を升[illegible]ニ[illegible]シロニヤ舟[illegible]
[illegible]居[illegible]夫人のへカチの[illegible]外ニ[illegible]元[illegible]支配人[illegible]
[illegible]夫人の[illegible]一[illegible]メノコ[illegible]
[illegible]外[illegible]夫人[illegible]アイノ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]又 日[illegible]人 ニヤも [illegible]夫人[illegible]いんき[illegible]
[illegible]へ[illegible]鉄砲ハ入口ニ達[illegible]十[illegible]千
[illegible]外へ[illegible]大ニ[illegible]キナ[illegible]の二三枚達を[illegible]
コの[illegible]夫人の[illegible]入口[illegible]一ツ[illegible]
の穴上ニ一ツ[illegible]外ニ穴[illegible]第一の達[illegible]
メノコ[illegible]人へカチ二人[illegible]夫人を[illegible]
[illegible]上ニ[illegible]
[illegible]へカチ[illegible]大の[illegible]
[illegible]の[illegible]夫人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

力助[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○

[illegible]

三尺廻リノ木高サ二丈計リ上ノ所ニ
キサヲ附シテ麻縄ヲチヤシヲスリヒラ
笛ノ如クハナラトリ其ホラ長クタレテ
クチヒリノ方ヘ向ケ建ヒナリ

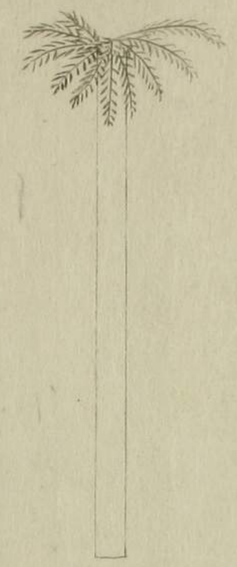

ランコノ木ノ枝ヲ葉ノマヽイクラモ
集テ丸クナレ酒毬ノ如クニテ六七尺
ノ細キ木ノサキヘ付テ建ヒナリランコ
ハ日本ノキヤラ木ノ事ナリ

右二本並ノ高さ同ノ広さ[illegible]

○

[illegible]

○

[illegible]

○

[illegible]

○

常長浦賀の手形を受て江戸に着し一二日にして入津せしハ浦賀舟寛厚丸三百石積の舟にて船頭ハ浦賀の人なり

神奈川宿舟屋丸七百石積の舟にて船頭ハ神奈川宿の人なり

同月十九日江戸を出帆し翌日浦賀に着し五月廿五日江戸を出帆し翌日浦賀に着し

人数ハ男女合て廿五人なり

○

同年九月二日ロフを出帆し翌日浦賀に着し出帆月日不詳

○

同年八月二日ロフを出帆し翌日浦賀に着し出帆月日不詳

[illegible]

○

昇平二百年干戈を知らざる泰平の世に生れ人の一向知る事なき先の今の世人
みな人を救ひ助くるをたしむべきものなるべし
人救ひ助くる術を極め日夜防戦の用意を為す事あるべきなり
[illegible]

○

今度ラロヒヤ人東西の恢夷地(蝦夷)を巡視する人々[illegible]
[illegible]
松前津軽南部地ハ[illegible]恢夷の[illegible]
[illegible]

○

ラロヒヤの大船石狩ハ月[illegible]恢夷地の[illegible]
五十里[illegible]
同一国の水[illegible]五七里或ハ十里[illegible]
流[illegible]
[illegible]

[illegible]

○ 彼ら赤〳〵大目の玉〳〵も長〳〵かゝり[illegible]たらゝ古浪物を集め紙又ハ古き木綿[illegible]
[illegible]チャンを吐き〳〵一ものゝ小丸を四〳〵[illegible]とめ又ハ[illegible]
と〳〵[illegible]ドンと二ツつゝ[illegible]ハ[illegible]いつ地〳〵[illegible]
及古と本綿〳〵[illegible]包み〳〵玉もたゝ[illegible]

○ 去年カラフトゝ[illegible]の不殘内[illegible]人ハウルツフ今年エトロフ[illegible]大村次郎[illegible]
[illegible]番人（長四郎[illegible]）舟中[illegible]ヲロシヤ舟よりソウヤの浦[illegible]番人ハカラフト
[illegible]の人ハ[illegible]ハ出稼漁[illegible]
[illegible]

○ 去年[illegible]人川目陽助浪地[illegible]辛[illegible]
[illegible]

[illegible]

○ ヲロシヤ人ハ日本の刀剣の利なるを珍のおもとなる[illegible]日本の人ハ火器を[illegible]
[illegible]

大[illegible]
[illegible]

文化庚午年八月二日新楽閑叟エトロフ島の内ライトの番屋ニ[illegible]

於

新楽閑叟名定保字子固号馬門後称久右衛門牛籠北四往町新楽金十郎父也下野佐野[illegible]

于時文化庚午林鐘中浣蕉皆園主人草ゝ謄寫